

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年9月6日

【発行者名】 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木 郁也

【本店の所在の場所】 東京都港区芝3丁目33番1号

【事務連絡者氏名】 ファンド・レポーティング部長 橋詰 廣志

【電話番号】 03-6737-0521

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンド
の名称】 チャイナ・リサーチ・オープンの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 上限10兆円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】**(1)【ファンドの名称】**

チャイナ・リサーチ・オープン

愛称として「孔明」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（ ）とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜（ ）3.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成25年9月9日から平成26年9月16日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

受益権の取得申込みの方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

受益権の取得申込みの受付の中止等

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

受付不可日

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記の場合は、申込みを受け付けないものとします。

香港証券取引所の休業日

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として中華人民共和国（以下「中国」といいます。香港を含みます。）の取引所に上場している企業の株式へ投資を行うことにより、投資信託財産の成長を図ることを目的に積極的な運用を行います。

信託金限度額

上限 1,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|----------------|----------------|-------------------------------------------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|-------------------------------------------------|--------------|--------------|--------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年2回 | 日本 北米 | | |
| | 年4回 | 欧州 | ファミリーファンド | あり () |
| | 年6回 (隔月) | アジア オセアニア | | |
| 不動産投信 | 年12回 (毎月) | 中南米 アフリカ | ファンド・オブ・ファンズ | なし |
| その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) | 日々 | 中近東 (中東) | | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | その他 () | エマージング | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、これ以外の用語の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ<http://www.toushin.or>.

jp/をご覧ください。

商品分類

「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「株式」…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

「その他資産（投資信託証券）」…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

「株式 一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

当ファンドでは主要投資対象の投資信託証券を通じて株式に投資します。このため、収益の源泉となる資産を記載する商品分類表の投資対象資産が「株式」であるのに対して、組み入れている資産そのものを記載する属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」となっています。

「年1回」…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

「アジア」…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファミリーファンド」…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。

「なし」…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドの特色

1. 中国の経済成長の恩恵を受ける企業群へ投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。

- ・主として「チャイナ マザーファンド」への投資を通じて、特に有望な分野に焦点を当て、中国経済全体の成長を上回る高い収益成長率が期待される企業群を中心に投資します。
- ・香港証券取引所に上場している株式（レッドチップ、H株等）、中国本土の上海証券取引所及び深セン証券取引所に上場しているB株を中心に投資します。

中国本土・香港以外の株式市場に上場している中国資本・中国籍の企業の株式等（預託証券（DR）、カントリーファンドを含みます。）に投資することもあります。また今後、規制緩和等により、投資の条件が整った場合には、上海証券取引所及び深セン証券取引所のA株に投資する可能性もあります。

- ・原則として、為替ヘッジは行いません。

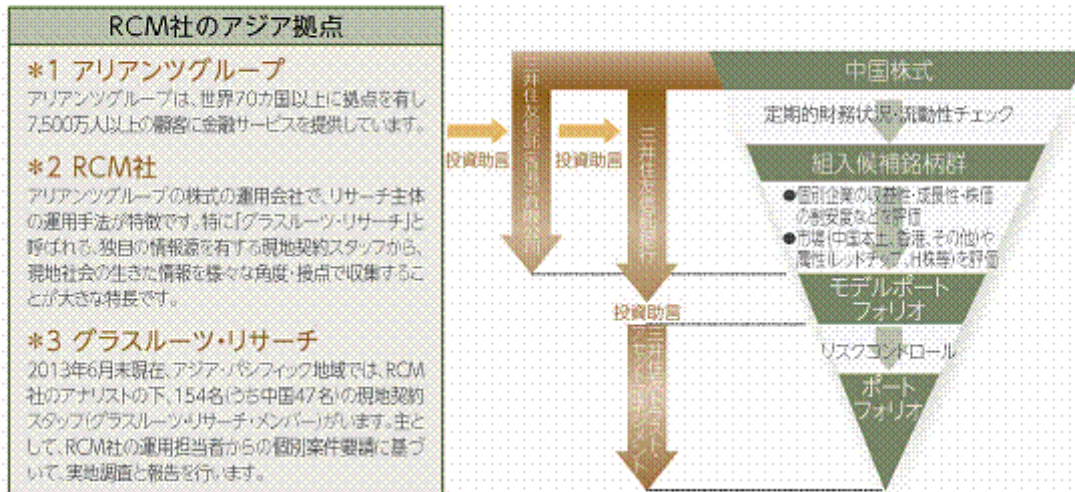
? 預託証券（DR）とは

ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行する証券のことで、株式と同様に取引所等で取引されます。

2. 充実した調査・分析体制により、投資銘柄を厳選します。

- ・三井住友信託銀行は、アリアンツグループ^{*1}のRCM社^{*2}のアジア拠点のリサーチ機能を活用します。
- ・RCM社は、製造現場やユーザーの声を情報として提供する「グラスルーツ・リサーチ^{*3}」と呼ばれる独自の情報源を持つなど、充実したリサーチ機能を有しています。

マザーファンドの投資プロセス



※三井住友信託(香港)有限公司及びRCM社は、マザーファンド及びファンドにおいて有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行うものではありません。三井住友信託(香港)有限公司は三井住友信託銀行に投資助言を行います。

※RCM社はわが国において投資顧問業者(金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行う者)としての登録は行っていません。RCM社は三井住友信託(香港)有限公司に投資助言を行います。

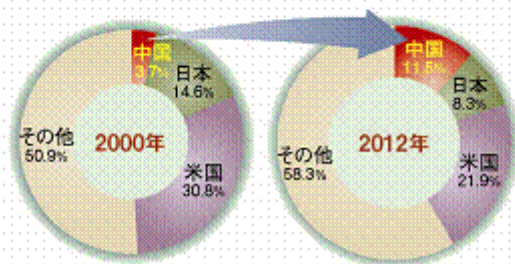
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。


 ご参考情報

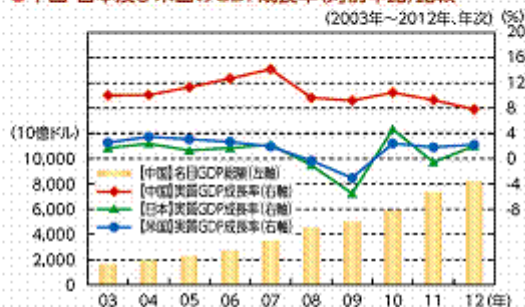
世界経済のけん引役として成長を続ける中国

先進国の経済成長率を上回る成長を続けてきた中国は、GDPで世界第2位の規模になるなど世界経済の中で存在感を増しております。

●世界のGDP総額に占める中国の割合



●中国・日本及び米国のGDP成長率(対前年比)比較



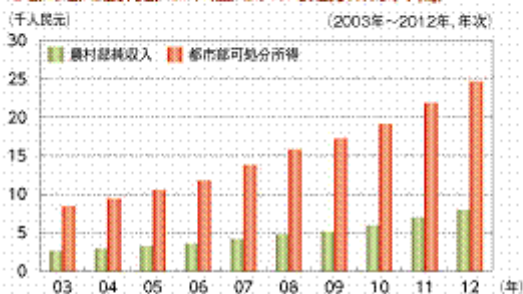
(出所) IMF「世界経済見通し2013年7月改訂」のデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※「世界のGDP総額に占める中国の割合」は名目GDPベース

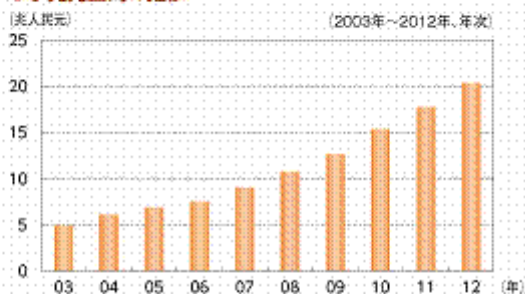
中国の消費動向について

中国の個人消費動向に堅調な推移が見られます。

●都市部と農村部の1人当たりの可処分所得(年間)



●小売売上高の推移



(出所) 中国国家统计局、Bloombergデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

中国株式市場の概要

| 株式の種類 | 中国本土市場 | | | | 香港市場 | | |
|-------|--------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------|-------|--------------------------------|-----------------------------------|--------------------|
| | 上海A株 | 深センA株 | 上海B株 | 深センB株 | H株 | レッドチップ | その他 |
| 取引通貨 | 中国人民幣元 | | 米ドル | 香港ドル | 香港ドル | | |
| 概要 | 中国の国内投資家専用の市場で取引される株式。2002年12月より制限付きで外国人投資家にも開放。 | | 外国人投資家向けに設立された市場で取引される株式。2001年2月より中国の国内投資家にも開放。 | | 登記場所、主要活動拠点が中国本土にある中国資本の企業の株式。 | 中国政府機関等の傘下にあるが、法人登記は香港で行われた企業の株式。 | H株、レッドチップに該当しない株式。 |

※上記は過去のデータをもとに作成したものであり、将来の運用成果を示唆したり、予想や保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

- 平成16年6月16日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始
- 平成24年4月1日 当ファンドの名称を「住信 チャイナ・リサーチ・オープン」から「チャイナ・リサーチ・オープン」に変更
- 当ファンドの主要投資対象である「住信 チャイナ マザーファンド」の名称を「チャイナ マザーファンド」に変更

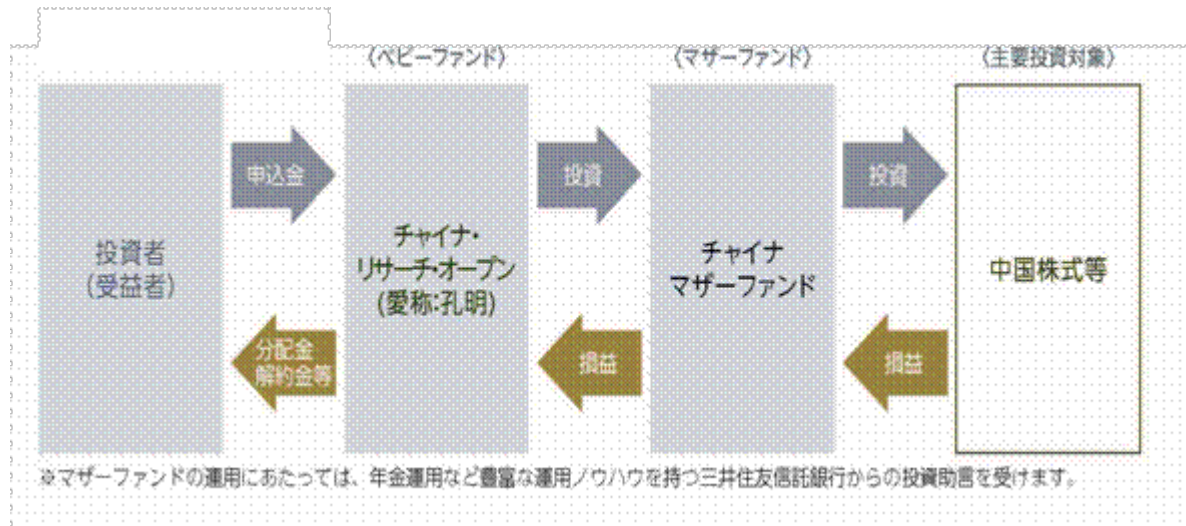
(3) 【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式での運用

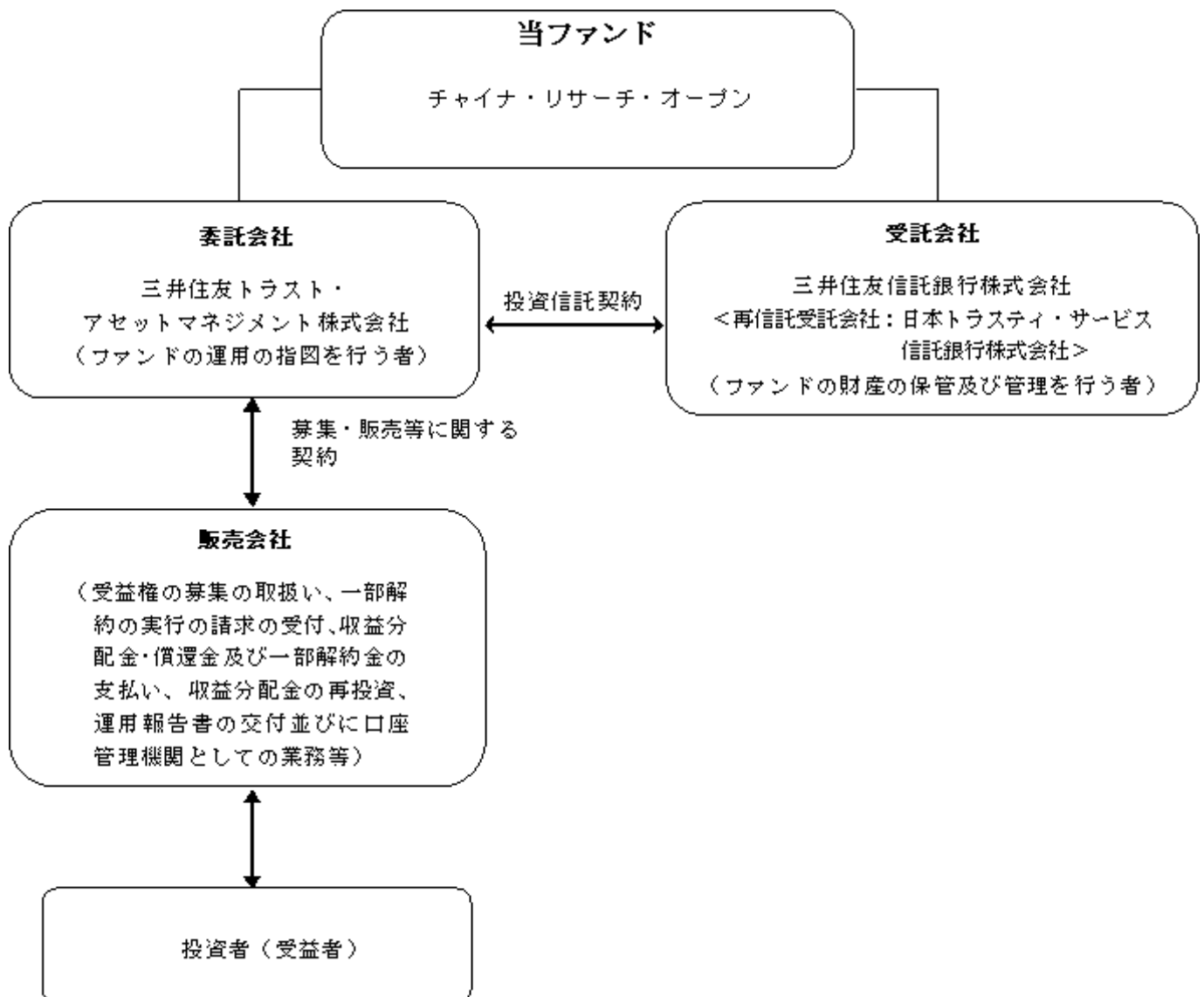
ファミリーファンド方式()で運用します。

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド(チャイナ・リサーチ・オープン)とし、その資金をマザーファンド(チャイナ マザーファンド)に投資して、

その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



当ファンドの関係法人



委託会社の概況

イ．資本金の額：3億円（平成25年7月31日現在）

ロ．委託会社の沿革

昭和61年11月 1日 ： 住信キャピタルマネジメント株式会社設立

- 昭和62年 2月20日 : 投資顧問業の登録
- 昭和62年 9月 9日 : 投資一任契約に係る業務の認可
- 平成 2年10月 1日 : 住信投資顧問株式会社に商号変更
- 平成11年 2月15日 : 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 平成11年 3月25日 : 証券投資信託委託業の認可
- 平成19年 9月30日 : 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録
:(登録番号:関東財務局長(金商)第347号)
- 平成24年 4月 1日 : 中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ. 大株主の状況(平成25年7月31日現在)

| 株主名 | 住所 | 持株数 | 持株比率 |
|-----------------------|-------------------|--------|------|
| 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 3,000株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主としてチャイナ マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券への投資を通じて、主として中国（香港を含みます。）の取引所に上場している企業の株式へ投資を行うことにより、投資信託財産の成長を図ることを目的に積極的な運用を行います。

投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、中国（香港を含みます。）の取引所に上場している企業の株式等に直接投資する場合があります。

投資態度

- 1)主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて投資信託財産の成長を図ることを目的に積極的な運用を行います。
- 2)中国の経済発展の恩恵を受ける企業群へ投資します。特に、有望な事業領域を有する企業群の中から、中国経済全体の成長を上回る収益成長率を期待できる銘柄を選定します。
- 3)上海証券取引所や深セン証券取引所等のB株や香港証券取引所の株式（H株、レッドチップ等）を中心に投資しますが、中国（香港を含みます。）以外の株式市場に上場している中国資本・中国籍の企業の株式等（預託証書（DR）、カントリーファンドを含みます。）に投資することもあります。また今後、規制緩和等により、投資の条件が整った場合には、上海証券取引所や深セン証券取引所等のA株に投資する可能性もあります。
- 4)原則として、株式の実質組入比率は高位とする方針ですが、市場環境等によっては株式の実質組入比率が高位とならない場合があります。
- 5)実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6)マザーファンドの運用にあたっては、三井住友信託銀行株式会社の投資助言を受けます。
- 7)投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引並びに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。
- 8)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第26条に定めるものに限りません。）
 - ハ.金銭債権
 - ニ.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資すること

を指図します。

1. 株券又は新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 12. 外国又は外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの
 13. 証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、有価証券に限り、有価証券に係るものに限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券又は証書、第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第1号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、及び第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号及び第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

イ. 委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で第5号の権利の性質を有するもの

ロ.上記の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ.第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考) マザーファンドの概要

「チャイナ マザーファンド」の概要

1.基本方針

この投資信託は、主として中国（香港を含みます。）の取引所に上場している企業の株式へ投資を行うことにより、投資信託財産の成長を図ることを目的に積極的な運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

中国（香港を含みます。）の取引所に上場している企業の株式等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として中国（香港を含みます。）の取引所に上場している企業の株式等への投資を通じて投資信託財産の成長を図ることを目的に積極的な運用を行います。

中国の経済発展の恩恵を受ける企業群へ投資します。特に、有望な事業領域を有する企業群の中から、中国経済全体の成長を上回る収益成長率を期待できる銘柄を選定します。

上海証券取引所や深セン証券取引所等のB株や香港証券取引所の株式（H株、レッドチップ等）を中心に投資しますが、中国（香港を含みます。）以外の株式市場に上場している中国資本・中国籍の企業の株式等（預託証書（DR）、カントリーファンドを含みます。）に投資することもあります。また今後、規制緩和等により、投資の条件が整った場合には、上海証券取引所や深セン証券取引所等のA株に投資する可能性もあります。

原則として、株式の組入比率は高位とする方針ですが、市場環境等によっては株式の実質組入比率が高位とならない場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用にあたっては、三井住友信託銀行株式会社の投資助言を受けます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引並びに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3.運用制限

株式への投資割合に制限を設けません。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。

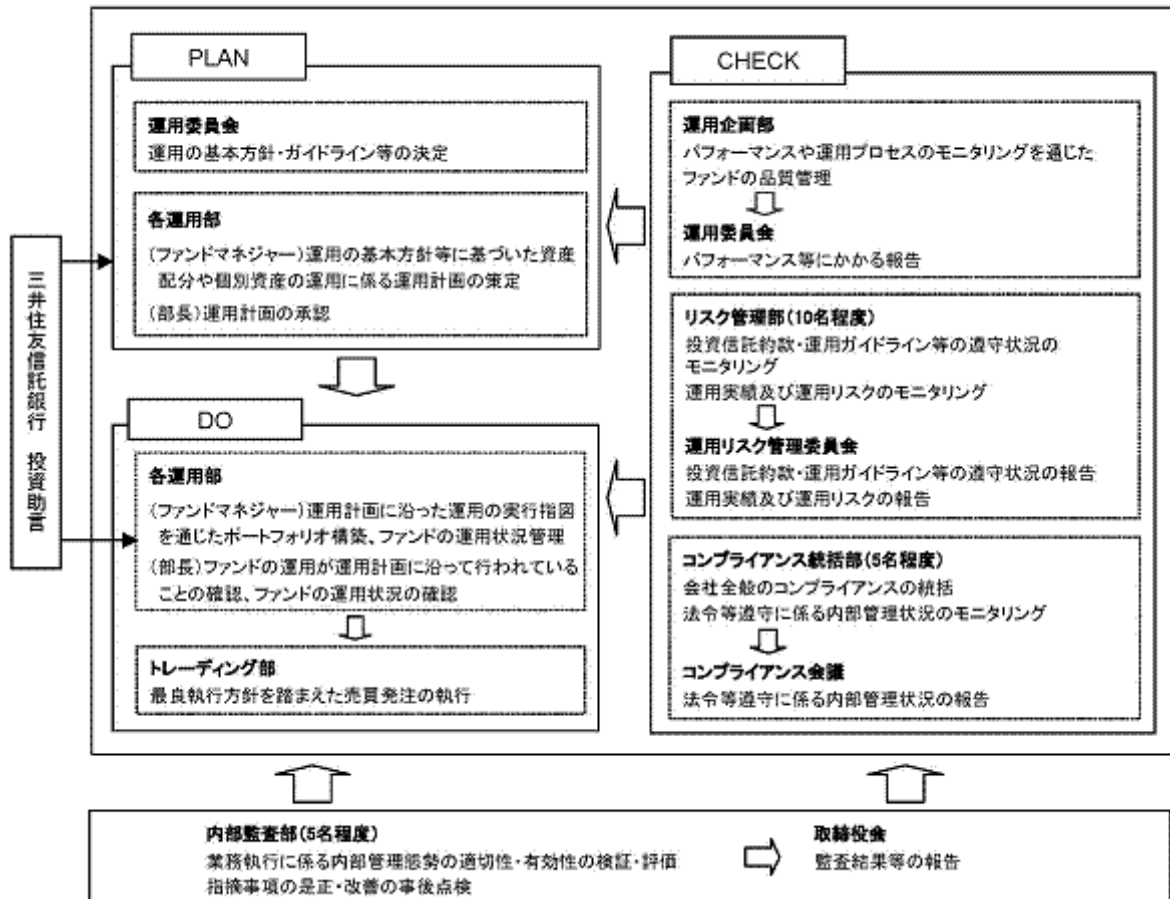
同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の

純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、平成25年9月6日現在のものであり、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

分配方針

年1回の毎決算時（決算日は毎年6月15日、ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

イ．分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

収益の分配

イ．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

イ．株式への実質投資割合に制限を設けません。

ロ．外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

ハ．投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ニ．新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。

ホ．同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。

ヘ．同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ト．同一銘柄の転換社債並びに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

チ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

リ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができるものとします。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことを指図することができるものとし、信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額のうち投資信託財産に属するとみな

した額の合計額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ヌ．委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）また、委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。また、委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。
- ル．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ヲ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡し又は買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ワ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。この指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- カ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。この指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ヨ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

関連法令に基づく投資制限

イ．デリバティブ取引に係る投資制限

（金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社等が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとします。

ロ．同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様への投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及びコンプライアンス会議に報告します。

内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜 3.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金再投資コース」（ ）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「第2 管理及び運営 1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.89%（税抜 1.8%）を乗じて得た額とします。その配分は下記の通りです。

| | | |
|------|-----------|-----------|
| 委託会社 | 年率 0.945% | （税抜 0.9%） |
| 販売会社 | 年率 0.84% | （税抜 0.8%） |
| 受託会社 | 年率 0.105% | （税抜 0.1%） |

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用（消費税等相当額を含みます。）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

ご解約時には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額（ ）として当該基準価額から控除します。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

| | 税 率（内 訳） |
|--------------------------|---------------------------|
| 平成25年1月1日から平成25年12月31日まで | 10.147%（所得税7.147%、住民税3%） |
| 平成26年1月1日から平成49年12月31日まで | 20.315%（所得税15.315%、住民税5%） |
| 平成50年1月1日以降 | 20%（所得税15%、住民税5%） |

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損失との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

| | 税 率（所得税のみ） |
|--------------------------|------------|
| 平成25年1月1日から平成25年12月31日まで | 7.147% |
| 平成26年1月1日から平成49年12月31日まで | 15.315% |
| 平成50年1月1日以降 | 15% |

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

個別元本について

イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（平成26年1月1日以降）

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は、平成25年7月31日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の記載は、平成25年7月31日現在の状況について記載してあります。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|--------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 2,343,862,739 | 99.54 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 10,733,091 | 0.46 |
| 合計(純資産総額) | | 2,354,595,830 | 100.00 |

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 投資有価証券の主要銘柄

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額(円) | | 評価額(円) | | 投資比率(%) |
|--------|-----------|--------------|-------------|---------|---------------|--------|---------------|---------|
| | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | チャイナ マザーファンド | 814,888,134 | 2.6835 | 2,186,752,308 | 2.8763 | 2,343,862,739 | 99.54 |

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.54 |
| 合計 | 99.54 |

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額(円) | | 1万口当たりの純資産額(円) | |
|---------------------------|---------------|---------------|----------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1期計算期間末 (平成17年 6月15日) | 5,526,681,913 | 5,577,619,018 | 10,850 | 10,950 |
| 第2期計算期間末 (平成18年 6月15日) | 5,156,078,155 | 5,569,112,525 | 12,483 | 13,483 |
| 第3期計算期間末 (平成19年 6月15日) | 8,181,197,576 | 8,897,050,929 | 22,857 | 24,857 |
| 第4期計算期間末 (平成20年 6月16日) | 6,918,844,402 | 6,918,844,402 | 22,142 | 22,142 |
| 第5期計算期間末 (平成21年 6月15日) | 5,935,366,257 | 6,096,791,707 | 18,037 | 18,527 |

| | | | | |
|---------------------------|---------------|---------------|--------|--------|
| 第6期計算期間末 (平成22年 6月15日) | 6,633,400,249 | 6,829,191,769 | 16,940 | 17,440 |
| 第7期計算期間末 (平成23年 6月15日) | 4,817,521,613 | 4,969,633,485 | 15,835 | 16,335 |
| 第8期計算期間末 (平成24年 6月15日) | 3,825,943,211 | 3,825,943,211 | 13,342 | 13,342 |
| 第9期計算期間末 (平成25年 6月17日) | 2,329,971,244 | 2,447,932,053 | 16,789 | 17,639 |
| 平成24年 7月末日 | 3,715,863,161 | | 13,188 | |
| 8月末日 | 3,585,435,568 | | 13,128 | |
| 9月末日 | 3,460,915,694 | | 13,646 | |
| 10月末日 | 3,299,408,732 | | 14,775 | |
| 11月末日 | 3,221,089,307 | | 15,722 | |
| 12月末日 | 3,275,892,649 | | 17,238 | |
| 平成25年 1月末日 | 3,436,627,184 | | 19,488 | |
| 2月末日 | 3,148,445,852 | | 18,652 | |
| 3月末日 | 3,031,933,688 | | 18,724 | |
| 4月末日 | 2,997,042,751 | | 19,144 | |
| 5月末日 | 2,861,076,954 | | 20,200 | |
| 6月末日 | 2,361,829,171 | | 17,028 | |
| 7月末日 | 2,354,595,830 | | 17,984 | |

【分配の推移】

| 期 間 | 1万口当たりの分配金(円) |
|----------------------------------|---------------|
| 第1期計算期間(平成16年 6月16日～平成17年 6月15日) | 100 |
| 第2期計算期間(平成17年 6月16日～平成18年 6月15日) | 1,000 |
| 第3期計算期間(平成18年 6月16日～平成19年 6月15日) | 2,000 |
| 第4期計算期間(平成19年 6月16日～平成20年 6月16日) | 0 |
| 第5期計算期間(平成20年 6月17日～平成21年 6月15日) | 500 |
| 第6期計算期間(平成21年 6月16日～平成22年 6月15日) | 500 |
| 第7期計算期間(平成22年 6月16日～平成23年 6月15日) | 500 |
| 第8期計算期間(平成23年 6月16日～平成24年 6月15日) | 0 |
| 第9期計算期間(平成24年 6月16日～平成25年 6月17日) | 850 |

【収益率の推移】

| 期 間 | 収益率(%) |
|----------------------------------|--------|
| 第1期計算期間(平成16年 6月16日～平成17年 6月15日) | 9.5 |
| 第2期計算期間(平成17年 6月16日～平成18年 6月15日) | 24.3 |
| 第3期計算期間(平成18年 6月16日～平成19年 6月15日) | 99.1 |
| 第4期計算期間(平成19年 6月16日～平成20年 6月16日) | 3.1 |
| 第5期計算期間(平成20年 6月17日～平成21年 6月15日) | 16.3 |
| 第6期計算期間(平成21年 6月16日～平成22年 6月15日) | 3.3 |
| 第7期計算期間(平成22年 6月16日～平成23年 6月15日) | 3.6 |
| 第8期計算期間(平成23年 6月16日～平成24年 6月15日) | 15.7 |
| 第9期計算期間(平成24年 6月16日～平成25年 6月17日) | 32.2 |

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期 間 | 設定口数(口) | 解約口数(口) | 発行済み口数(口) |
|--------------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 第1期計算期間 (平成16年 6月16日～平成17年 6月15日) | 6,272,737,594 | 1,179,027,024 | 5,093,710,570 |
| 第2期計算期間 (平成17年 6月16日～平成18年 6月15日) | 1,867,540,347 | 2,830,907,212 | 4,130,343,705 |

| | | | |
|--------------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 第3期計算期間 (平成18年 6月16日～平成19年 6月15日) | 981,099,972 | 1,532,176,908 | 3,579,266,769 |
| 第4期計算期間 (平成19年 6月16日～平成20年 6月16日) | 1,270,813,337 | 1,725,313,115 | 3,124,766,991 |
| 第5期計算期間 (平成20年 6月17日～平成21年 6月15日) | 1,615,439,648 | 1,449,484,351 | 3,290,722,288 |
| 第6期計算期間 (平成21年 6月16日～平成22年 6月15日) | 2,957,164,616 | 2,332,056,502 | 3,915,830,402 |
| 第7期計算期間 (平成22年 6月16日～平成23年 6月15日) | 1,204,285,567 | 2,077,878,514 | 3,042,237,455 |
| 第8期計算期間 (平成23年 6月16日～平成24年 6月15日) | 1,324,037,330 | 1,498,655,335 | 2,867,619,450 |
| 第9期計算期間 (平成24年 6月16日～平成25年 6月17日) | 694,475,315 | 2,174,320,535 | 1,387,774,230 |

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考情報)

チャイナ マザーファンド

(1)投資状況

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|-------|---------------|---------|
| 株式 | 中国 | 969,433,142 | 41.36 |
| | 香港 | 642,763,324 | 27.42 |
| | ケイマン | 609,256,573 | 25.99 |
| | バミューダ | 49,069,856 | 2.09 |
| | 小計 | 2,270,522,895 | 96.87 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 73,346,967 | 3.13 |
| 合計(純資産総額) | | 2,343,869,862 | 100.00 |

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿価額(円) | | 評価額(円) | | 投資比率(%) |
|------|----|----------------------------------------|--------------------|-----------|----------|-------------|----------|-------------|---------|
| | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | |
| ケイマン | 株式 | TENCENT HOLDINGS LTD | ソフトウェア・サービス | 50,000 | 3,805.12 | 190,256,000 | 4,599.54 | 229,977,000 | 9.81 |
| 中国 | 株式 | IND&COMM BK OF CHINA-H | 銀行 | 2,678,090 | 64.13 | 171,760,641 | 64.38 | 172,438,197 | 7.36 |
| 香港 | 株式 | CNOOC LTD-R | エネルギー | 929,000 | 165.01 | 153,302,318 | 178.61 | 165,936,122 | 7.08 |
| 中国 | 株式 | CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H | エネルギー | 2,155,200 | 69.24 | 149,229,867 | 72.73 | 156,763,860 | 6.69 |
| 香港 | 株式 | CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R | 電気通信サービス | 121,000 | 959.50 | 116,099,802 | 1,053.11 | 127,426,612 | 5.44 |
| 中国 | 株式 | CHINA CONSTRUCTION BANK-H | 銀行 | 1,709,340 | 69.19 | 118,278,635 | 72.73 | 124,333,118 | 5.30 |
| 中国 | 株式 | BANK OF CHINA LTD-H | 銀行 | 2,567,000 | 40.22 | 103,262,709 | 41.23 | 105,860,513 | 4.52 |
| ケイマン | 株式 | SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP | 耐久消費財・アパレル | 314,000 | 309.92 | 97,316,450 | 290.95 | 91,358,300 | 3.90 |
| ケイマン | 株式 | AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 185,000 | 524.97 | 97,120,375 | 462.99 | 85,653,150 | 3.65 |
| 香港 | 株式 | CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LTD-R | 不動産 | 282,000 | 262.48 | 74,021,475 | 278.30 | 78,480,600 | 3.35 |
| 中国 | 株式 | AVICINA INDUSTRY & TECH-H | 資本財 | 1,444,000 | 46.17 | 66,673,090 | 52.37 | 75,623,724 | 3.23 |
| 香港 | 株式 | AIA GROUP LTD | 保険 | 160,800 | 418.08 | 67,227,666 | 461.72 | 74,245,380 | 3.17 |
| ケイマン | 株式 | LI NING CO LTD | 耐久消費財・アパレル | 1,186,500 | 57.93 | 68,742,250 | 60.34 | 71,594,003 | 3.05 |
| 中国 | 株式 | HUADIAN POWER INTL CORP-H | 公益事業 | 1,598,000 | 41.49 | 66,304,216 | 44.27 | 70,751,450 | 3.02 |
| 香港 | 株式 | WHARF HOLDINGS | 不動産 | 83,000 | 860.83 | 71,449,097 | 850.08 | 70,556,640 | 3.01 |

| | | | | | | | | | |
|-------|----|-------------------------------|-----------|-----------|--------|------------|--------|------------|------|
| 香港 | 株式 | BOC HONG KONG HOLDINGS -R | 銀行 | 212,000 | 308.66 | 65,435,920 | 309.29 | 65,570,010 | 2.80 |
| 中国 | 株式 | JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H | 素材 | 377,000 | 193.54 | 72,966,465 | 166.72 | 62,856,079 | 2.68 |
| ケイマン | 株式 | ENN ENERGY HOLDINGDS LIMITED | 公益事業 | 114,000 | 521.88 | 59,494,671 | 538.25 | 61,361,355 | 2.62 |
| 香港 | 株式 | GUANGDONG INVESTMENT LTD-R | 公益事業 | 772,000 | 81.97 | 63,282,384 | 78.43 | 60,547,960 | 2.58 |
| 中国 | 株式 | CITIC SECURITIES CO LTD-H | 各種金融 | 278,000 | 190.76 | 53,031,836 | 183.42 | 50,992,150 | 2.18 |
| バミューダ | 株式 | BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE-R | 自動車・自動車部品 | 418,000 | 107.14 | 44,786,819 | 117.39 | 49,069,856 | 2.09 |
| 中国 | 株式 | CHINA OILFIELD SERVICES-H | エネルギー | 208,000 | 191.01 | 39,731,120 | 222.64 | 46,309,120 | 1.98 |
| 中国 | 株式 | CHINA NATIONAL BUILDING MA-H | 素材 | 452,000 | 93.23 | 42,140,186 | 89.68 | 40,539,202 | 1.73 |
| ケイマン | 株式 | LONKING HOLDINGS LTD | 資本財 | 2,008,000 | 19.86 | 39,879,884 | 20.11 | 40,387,908 | 1.72 |
| 中国 | 株式 | DONGFANG ELECTRIC CORP LTD-H | 資本財 | 263,800 | 144.21 | 38,042,598 | 136.11 | 35,906,873 | 1.53 |
| ケイマン | 株式 | GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT | 自動車・自動車部品 | 695,000 | 45.28 | 31,474,465 | 41.61 | 28,924,857 | 1.23 |
| 中国 | 株式 | CHINA LIFE INSURANCE CO-H | 保険 | 116,000 | 240.60 | 27,909,948 | 233.26 | 27,058,856 | 1.15 |

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|----|---------|
| 株式 | 96.87 |
| 合計 | 96.87 |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

| 種類 | 国内/外国 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|-------|--------------------|---------|
| 株式 | 外国 | エネルギー | 15.74 |
| | | 素材 | 4.41 |
| | | 資本財 | 6.48 |
| | | 自動車・自動車部品 | 3.33 |
| | | 耐久消費財・アパレル | 6.95 |
| | | 銀行 | 19.98 |
| | | 各種金融 | 2.18 |
| | | 保険 | 4.32 |
| | | 不動産 | 6.36 |
| | | ソフトウェア・サービス | 9.81 |
| | | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 3.65 |
| | | 電気通信サービス | 5.44 |
| | | 公益事業 | 8.22 |
| 合計 | | 96.87 | |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 交付目論見書に記載するファンドの運用実績

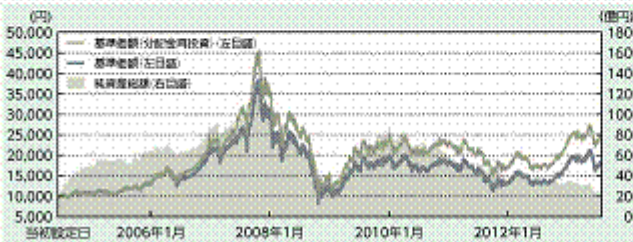
チャイナリサーチオープン

孔明

運用実績

当初設定日：2004年6月16日
作成基準日：2013年7月31日

基準価額・純資産の推移



| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 17,984円 |
| 純資産総額 | 24億円 |

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
 ※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万円当たり、税引前)

設定来分配金合計額5,450円

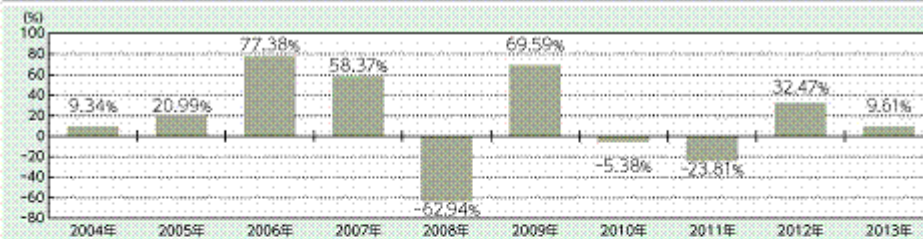
| 決算期 | 2009年6月 | 2010年6月 | 2011年6月 | 2012年6月 | 2013年6月 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 分配金 | 500円 | 500円 | 500円 | 0円 | 850円 |

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

| 銘柄名 | 国/地域 | 種別 | 業種 | 実質投資比率 |
|----------------------------------------|------|----|-------------------|--------|
| TENCENT HOLDINGS LTD | 香港 | 株式 | ソフトウェア・サービス | 9.8% |
| IND&COMM BK OF CHINA-H | 香港 | 株式 | 銀行 | 7.3% |
| CNOOC LTD-R | 香港 | 株式 | エネルギー | 7.0% |
| CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H | 香港 | 株式 | エネルギー | 6.7% |
| CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R | 香港 | 株式 | 電気通信サービス | 5.4% |
| CHINA CONSTRUCTION BANK-H | 香港 | 株式 | 銀行 | 5.3% |
| BANK OF CHINA LTD-H | 香港 | 株式 | 銀行 | 4.5% |
| SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP | 香港 | 株式 | 耐久消費財・アパレル | 3.9% |
| AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN | 香港 | 株式 | テクノロジーハードウェアおよび機器 | 3.6% |
| CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LTD-R | 香港 | 株式 | 不動産 | 3.3% |

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
 ※2004年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2013年は年初から作成基準日までの収益率です。
 ※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込手続

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

当ファンドには、収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、自動けいぞく約款に従い分配金から税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資される、分配金再投資に関する契約（販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約又は規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を締結していただきます。販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め（販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約又は規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を行うものとします。

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(2) 申込みの受付

申込期間中において、販売会社の営業日にお申込みいただけます。

（注）お申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

(3) 申込単位

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。

詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「(1) 申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

(4) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(5) 申込手数料

「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご覧ください。

(6) 申込代金の支払い

販売会社が定める期日までにお支払いください。

(7) 受付不可日

分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記の場合は、申込みを受け付けないものとします。

香港証券取引所の休業日

(8) 申込受付の中止等

分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

(9) その他

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約手続

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

(2) 一部解約の受付

一部解約の実行の請求の受付は、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

(3) 解約単位

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

(4) 解約価額

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先にお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

なお、受益者の手取額は、当該解約価額から税額を差し引いた金額となります。

(5) 一部解約代金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

(6) 受付不可日

一部解約受付日当日が下記の場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

香港証券取引所の休業日

(7) 一部解約受付の中止等

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記(2)による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合

には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

(8)その他

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の算出頻度及び照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

主要な投資対象資産の評価方法

イ．マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

ロ．マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

外国上場株式、外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券（上場には店頭登録を含みます。）

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（平成16年6月16日設定）。

ただし、下記「(5)その他 信託の終了」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

イ．委託会社の所定の手続きによる終了

- (a)委託会社は、投資信託約款に定める信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (b) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (c) 委託会社は、上記(a)及び(b)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (d) 上記(c)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (e) 上記(d)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)及び(b)の投資信託契約の解約をしません。
- (f) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (g) 上記(d)から(f)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(d)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ロ．監督官庁の命令に伴う取扱い

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ハ．委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記「イ．(d)」に該当する場合を除き、この信託はその委託会社と受託会社との間において存続します。

ニ．受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- イ．(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、上記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 上記(b)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 上記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の投資信託約款の変更をしません。
- (e) 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付

します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記イ．に記載されている手続きにしたがいます。

反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、又は投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、毎決算時及び償還時に期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、知っている受益者に対して交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

投資信託財産の管理

イ．有価証券の保管

受託会社は、投資信託財産に属する有価証券等を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

ロ．混蔵寄託

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

ハ．信託財産の登記等及び記載等の留保等

（イ）信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

（ロ）上記（イ）ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

（ハ）信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（ニ）動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き等

委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成24年6月16日から平成25年6月17日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

チャイナ・リサーチ・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第8期 (平成24年 6月15日現在) | 第9期 (平成25年 6月17日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 46,256,273 | 32,247,259 |
| 親投資信託受益証券 | 3,821,175,975 | 2,286,394,827 |
| 未収入金 | - | 160,000,000 |
| 未収利息 | 57 | 46 |
| 流動資産合計 | 3,867,432,305 | 2,478,642,132 |
| 資産合計 | 3,867,432,305 | 2,478,642,132 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | - | 117,960,809 |
| 未払解約金 | 3,312,488 | 526,950 |
| 未払受託者報酬 | 2,108,711 | 1,667,036 |
| 未払委託者報酬 | 35,848,100 | 28,339,489 |
| その他未払費用 | 219,795 | 176,604 |
| 流動負債合計 | 41,489,094 | 148,670,888 |
| 負債合計 | 41,489,094 | 148,670,888 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,867,619,450 | 1,387,774,230 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 958,323,761 | 942,197,014 |
| （分配準備積立金） | 66,061,676 | 32,277,597 |
| 元本等合計 | 3,825,943,211 | 2,329,971,244 |
| 純資産合計 | 3,825,943,211 | 2,329,971,244 |
| 負債純資産合計 | 3,867,432,305 | 2,478,642,132 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第8期 (自 平成23年 6月16日 至 平成24年 6月15日) | 第9期 (自 平成24年 6月16日 至 平成25年 6月17日) |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 10,041 | 10,652 |
| 有価証券売買等損益 | 731,012,599 | 1,083,160,244 |
| 営業収益合計 | 731,002,558 | 1,083,170,896 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 4,398,257 | 3,534,684 |
| 委託者報酬 | 74,770,248 | 60,089,437 |
| その他費用 | 219,795 | 176,604 |
| 営業費用合計 | 79,388,300 | 63,800,725 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 810,390,858 | 1,019,370,171 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 810,390,858 | 1,019,370,171 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 810,390,858 | 1,019,370,171 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 197,870,906 | 567,582,873 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 1,775,284,158 | 958,323,761 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 641,675,967 | 433,323,985 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 641,675,967 | 433,323,985 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 846,116,412 | 783,277,221 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 846,116,412 | 783,277,221 |
| 分配金 | - | 117,960,809 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 958,323,761 | 942,197,014 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 |
| 2. その他 | ファンドの計算期間 第9期(自 平成24年 6月16日 至 平成25年 6月17日) 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年6月16日から翌年6月15日までとなっておりますが、当計算期間末日が休業日のため、第9期計算期間は平成24年 6月16日から平成25年 6月17日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | 第8期 (平成24年 6月15日現在) | 第9期 (平成25年 6月17日現在) |
|------------------------------|------------------------|------------------------|
| 1. 期首元本額 | 3,042,237,455円 | 2,867,619,450円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,324,037,330円 | 694,475,315円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,498,655,335円 | 2,174,320,535円 |
| 2. 当該計算期間の末日における受益権総数 | 2,867,619,450口 | 1,387,774,230口 |
| 3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.3342円 (13,342円) | 1.6789円 (16,789円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

分配金の計算過程

| | | 第8期 自 平成23年 6月16日 至 平成24年 6月15日 | 第9期 自 平成24年 6月16日 至 平成25年 6月17日 |
|---------------------------|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | - 円 (113,701,699円) | 7,583円 (75,580,857円) |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | - 円 | 126,485,359円 |
| 収益調整金額 | C | 2,552,212,305円 | 1,244,506,003円 |
| 分配準備積立金額 | D | 66,061,676円 | 23,745,464円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,618,273,981円 | 1,394,744,409円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 2,867,619,450口 | 1,387,774,230口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 9,130.47円 | 10,050.22円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | - 円 | 850円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | - 円 | 117,960,809円 |

(注) ()内は、親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額で、内書でありま
す。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| | |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、市場リスク(株価変動リスク、為替変動リスク)、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及びコンプライアンス会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。 |

2. 金融商品の時価等に関する事項

| | |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 | 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 第8期 (平成24年 6月15日現在) | 第9期 (平成25年 6月17日現在) |
|-----------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| | 計算期間(自 平成23年6月16日 至 平成24年 6月15日)の損益に含まれた評価差額(円) | 計算期間(自 平成24年 6月16日 至 平成25年 6月17日)の損益に含まれた評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 584,949,449 | 528,759,219 |

| | | |
|----|-------------|-------------|
| 合計 | 584,949,449 | 528,759,219 |
|----|-------------|-------------|

(デリバティブ取引に関する注記)

当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額(口) | 評価額(円) | 備考 |
|--------------|--------------|-------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | チャイナ マザーファンド | 853,801,422 | 2,286,394,827 | |
| 親投資信託受益証券 小計 | | 853,801,422 | 2,286,394,827 | |
| 合計 | | 853,801,422 | 2,286,394,827 | |

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

不動産等明細表

該当事項はありません。

商品明細表

該当事項はありません。

商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

「チャイナ・リサーチ・オープン」は、「チャイナ マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの平成25年6月17日現在(以下、「計算日」といいます。)の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

「チャイナ マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

| 項目 | 平成25年 6月17日現在 金額(円) |
|-------------|------------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 70,706,416 |
| コール・ローン | 7,221,763 |
| 株式 | 2,147,419,381 |
| 未収入金 | 188,214,693 |
| 未収配当金 | 32,979,024 |
| 未収利息 | 10 |
| 差入委託証拠金 | 9 |
| 流動資産合計 | 2,446,541,296 |
| 資産合計 | 2,446,541,296 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 140,000 |
| 未払解約金 | 160,000,000 |
| 流動負債合計 | 160,140,000 |
| 負債合計 | 160,140,000 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 853,801,422 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 1,432,599,874 |
| 元本等合計 | 2,286,401,296 |
| 純資産合計 | 2,286,401,296 |
| 負債純資産合計 | 2,446,541,296 |

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | 平成25年 6月17日現在 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。 |

| | |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 |
| 4. 収益及び費用の計上基準 | (1)受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 (2)為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | 平成25年 6月17日現在 |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1. 計算期間の期首元本額 計算期間中の追加設定元本額 計算期間中の一部解約元本額 計算日の元本額 | 1,917,202,336円 162,599,402円 1,226,000,316円 853,801,422円 |
| 計算日の元本額の内訳 チャイナ・リサーチ・オープン | 853,801,422円 |
| 2. 計算日における受益権総数 | 853,801,422口 |
| 3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 2.6779円 (26,779円) |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| | 平成25年 6月17日現在 |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、市場リスク(株価変動リスク、為替変動リスク)、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されております。 |

| | |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> | <p>また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。</p> <p>運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及びコンプライアンス会議に報告します。</p> <p>内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。</p> |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2. 金融商品の時価等に関する事項

| | | 平成25年 6月17日現在 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1)株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> | |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> | |
| 4. 金銭債権の計算日後の償還予定額 | 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。 | |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 平成25年 6月17日現在 | |
|----|--------------------|--|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額(円) | |
| 株式 | 120,245,130 | |

| | |
|----|-------------|
| 合計 | 120,245,130 |
|----|-------------|

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、「チャイナ マザーファンド」の期首から計算日までの期間(平成24年6月16日から平成25年6月17日まで)に対応するものです。

(デリバティブ取引に関する注記)

- ・ヘッジ会計が適用されていないもの
通貨関連

| 区分 | 種類 | 平成25年 6月17日現在 | | | |
|---------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|--------------------|
| | | 契約額等(円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 以外の取引 | 為替予約取引 売 建 香港ドル 計 | 170,660,000 170,660,000 | - - | 170,800,000 170,800,000 | 140,000 140,000 |
| 合計 | | 170,660,000 | - | 170,800,000 | 140,000 |

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ヘッジ会計が適用されているもの

| 平成25年 6月17日現在 |
|---------------|
| 該当事項はありません。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 平成25年 6月17日現在 |
|---------------|
| 該当事項はありません。 |

(3) 附属明細表(平成25年6月17日現在)

有価証券明細表

A. 株式

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 (株) | 評価額 | | 備考 |
|------|-------------------------------|------------|-------|--------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 香港ドル | CHINA OILFIELD SERVICES-H | 208,000 | 15.10 | 3,140,800.00 | |
| | CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H | 1,773,200 | 5.48 | 9,717,136.00 | |
| | CNOOC LTD-R | 710,000 | 13.04 | 9,258,400.00 | |
| | CHINA NATIONAL BUILDING MA-H | 452,000 | 7.37 | 3,331,240.00 | |
| | JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H | 377,000 | 15.30 | 5,768,100.00 | |
| | AVICHINA INDUSTRY & TECH-H | 1,444,000 | 3.65 | 5,270,600.00 | |
| | DONGFANG ELECTRIC CORP LTD-H | 263,800 | 11.40 | 3,007,320.00 | |
| | LONKING HOLDINGS LTD | 2,008,000 | 1.57 | 3,152,560.00 | |
| | BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE-R | 418,000 | 8.47 | 3,540,460.00 | |
| | GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT | 695,000 | 3.58 | 2,488,100.00 | |
| | LI NING CO LTD | 1,186,500 | 4.58 | 5,434,170.00 | |
| | SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP | 314,000 | 24.50 | 7,693,000.00 | |
| | BANK OF CHINA LTD-H | 3,063,000 | 3.18 | 9,740,340.00 | |

| | | | |
|----------------------------------------|------------|--------|-----------------------------------|
| BOC HONG KONG HOLDINGS -R | 212,000 | 24.40 | 5,172,800.00 |
| CHINA CONSTRUCTION BANK-H | 1,709,340 | 5.47 | 9,350,089.80 |
| CHINA MINSHENG BANKING-H | 720,000 | 8.71 | 6,271,200.00 |
| IND&COMM BK OF CHINA-H | 2,678,090 | 5.07 | 13,577,916.30 |
| CITIC SECURITIES CO LTD-H | 278,000 | 15.08 | 4,192,240.00 |
| AIA GROUP LTD | 160,800 | 33.05 | 5,314,440.00 |
| CHINA LIFE INSURANCE CO-H | 116,000 | 19.02 | 2,206,320.00 |
| CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LTD-R | 282,000 | 20.75 | 5,851,500.00 |
| WHARF HOLDINGS | 83,000 | 68.05 | 5,648,150.00 |
| TENCENT HOLDINGS LTD | 50,000 | 300.80 | 15,040,000.00 |
| AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN | 299,500 | 41.50 | 12,429,250.00 |
| CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R | 121,000 | 75.85 | 9,177,850.00 |
| GUANGDONG INVESTMENT LTD-R | 772,000 | 6.48 | 5,002,560.00 |
| HUADIAN POWER INTL CORP-H | 1,598,000 | 3.28 | 5,241,440.00 |
| 香港ドル小計 | 21,992,230 | | 176,017,982.10 (2,147,419,381) |
| 合計 | 21,992,230 | | 2,147,419,381 (2,147,419,381) |

B. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注)有価証券明細表注記

- (1)通貨ごとの小計の欄における()内は、邦貨換算額であります。
- (2)合計金額欄の記載は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- (3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- (4)外貨建有価証券の通貨別内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入時価比率 | 有価証券の 合計金額に 対する比率 |
|------|------------|--------|-------------------------|
| 香港ドル | 株式 27銘柄 | 100.0% | 100.0% |

(注)組入時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

不動産等明細表

該当事項はありません。

商品明細表

該当事項はありません。

商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年7月31日現在）

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 2,368,650,406 円 |
| 負債総額 | 14,054,576 円 |
| 純資産総額(-) | 2,354,595,830 円 |
| 発行済口数 | 1,309,258,383 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.7984 円 |
| 1万口当たり純資産額 | 17,984 円 |

(参考情報)

チャイナ マザーファンド

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 2,349,668,656 円 |
| 負債総額 | 5,798,794 円 |
| 純資産総額(-) | 2,343,869,862 円 |
| 発行済口数 | 814,888,134 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 2.8763 円 |
| 1万口当たり純資産額 | 28,763 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成25年7月31日現在）

資本金の額　：3億円

発行可能株式総数：12,000株

発行済株式総数　：3,000株

最近5年間に於ける資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

会社取締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

[DO（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用部門において各運用部から独立した運用企画部は、ファンド品質の維持・向上の観点から、毎月開催

される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）にパフォーマンス等に係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はリスク管理部担当役員）及びコンプライアンス会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN DO CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成25年9月6日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成25年7月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

| | 本数（本） | 純資産総額（百万円） |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 320 | 4,361,531 |
| 追加型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型株式投資信託 | 1 | 64 |
| 単位型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 合計 | 321 | 4,361,595 |

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成24年3月31日現在) | 当事業年度 (平成25年3月31日現在) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 4,826,115 | 8,192,444 |
| 前払費用 | 30,184 | 81,751 |
| 未収委託者報酬 | 944,716 | 2,210,605 |
| 未収運用受託報酬 | 26,998 | 31,051 |
| 未収入金 | 75,514 | 676 |
| 一年以内返還予定保証金 | 187,128 | - |
| 繰延税金資産 | 69,857 | 61,743 |
| その他 | 31,325 | 19,263 |
| 流動資産合計 | 6,191,840 | 10,597,535 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1 3,525 | 1 79,281 |
| 器具備品 | 1 14,970 | 1 103,209 |
| 建設仮勘定 | 62,454 | - |
| 有形固定資産合計 | 80,949 | 182,491 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 60,130 | 168,561 |
| ソフトウェア仮勘定 | 12,151 | - |
| その他無形固定資産 | 928 | 1,770 |
| 無形固定資産合計 | 73,209 | 170,332 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 43,194 | 47,112 |
| 長期前払費用 | 357 | - |
| 長期貸付金 | - | 31,838 |
| 会員権 | - | 25,000 |
| その他の投資 | 165 | 633 |
| 貸倒引当金 | - | 31,838 |
| 投資その他の資産合計 | 43,717 | 72,746 |
| 固定資産合計 | 197,876 | 425,570 |
| 資産合計 | 6,389,717 | 11,023,105 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成24年3月31日現在) | 当事業年度 (平成25年3月31日現在) |
|------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |

| | | |
|--------------|-----------|------------|
| 預り金 | 22,794 | 19,992 |
| 未払金 | 644,600 | 1,459,757 |
| 未払収益分配金 | 30 | - |
| 未払手数料 | 438,778 | 942,503 |
| その他未払金 | 205,791 | 517,254 |
| 未払費用 | 112,121 | 82,209 |
| 未払法人税等 | 20,166 | 204,363 |
| 未払消費税等 | 5,683 | 11,940 |
| 賞与引当金 | 71,044 | 92,832 |
| 移転関連費用引当金 | 41,450 | - |
| その他流動負債 | - | 21,231 |
| 流動負債合計 | 917,862 | 1,892,326 |
| 固定負債 | | |
| 資産除去債務 | - | 12,281 |
| 退職給付引当金 | 199,976 | 268,531 |
| 繰延税金負債 | 308,964 | 303,555 |
| 固定負債合計 | 508,940 | 584,368 |
| 負債合計 | 1,426,803 | 2,476,694 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 300,000 | 300,000 |
| 資本剰余金 | | |
| その他資本剰余金 | - | 350,000 |
| 資本剰余金合計 | - | 350,000 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 56,500 | 59,500 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 2,100,000 | 2,100,000 |
| 繰越利益剰余金 | 2,516,273 | 5,731,912 |
| 利益剰余金合計 | 4,672,773 | 7,891,412 |
| 株主資本合計 | 4,972,773 | 8,541,412 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 9,859 | 4,998 |
| 評価・換算差額等合計 | 9,859 | 4,998 |
| 純資産合計 | 4,962,913 | 8,546,410 |
| 負債・純資産合計 | 6,389,717 | 11,023,105 |

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

| 前事業年度 | 当事業年度 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |

| | | | |
|----------|-----------|------------|---------|
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | 7,821,113 | 19,128,296 | |
| 運用受託報酬 | 98,179 | 94,659 | |
| 営業収益合計 | 7,919,292 | 19,222,955 | |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | 3,715,816 | 9,030,246 | |
| 広告宣伝費 | 61,165 | 73,287 | |
| 公告費 | 2,451 | 2,244 | |
| 調査費 | 1,023,870 | 4,132,154 | |
| 調査費 | 86,225 | 207,030 | |
| 委託調査費 | 936,024 | 3,922,394 | |
| 図書費 | 1,620 | 2,729 | |
| 営業雑経費 | 610,455 | 1,294,879 | |
| 通信費 | 10,764 | 21,905 | |
| 印刷費 | 121,287 | 330,735 | |
| 協会費 | 10,136 | 21,939 | |
| 諸会費 | 803 | 757 | |
| 情報機器関連費 | 436,328 | 874,151 | |
| その他営業雑経費 | 31,135 | 45,391 | |
| 営業費用合計 | 5,413,759 | 14,532,812 | |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | 1,276,685 | 2,259,238 | |
| 役員報酬 | 35,160 | 78,205 | |
| 給料・手当 | 1,048,061 | 1,967,177 | |
| 賞与 | 193,464 | 213,855 | |
| 退職給付費用 | 66,790 | 64,787 | |
| 福利費 | 152,149 | 190,716 | |
| 交際費 | 1,012 | 879 | |
| 旅費交通費 | 25,687 | 45,160 | |
| 租税公課 | 16,148 | 25,420 | |
| 不動産賃借料 | 238,033 | 129,096 | |
| 寄付金 | 2,832 | - | |
| 減価償却費 | 55,540 | 129,966 | |
| 敷金償却 | 2,804 | - | |
| 諸経費 | 81,858 | 1 | 257,947 |
| 一般管理費合計 | 1,919,541 | 3,103,213 | |
| 営業利益 | 585,991 | 1,586,929 | |

(単位：千円)

前事業年度

(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

当事業年度

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 2,795 | 1,919 |
| 受取利息 | 13,889 | 6,475 |
| 投資有価証券売却益 | 149 | 924 |
| 貸倒引当金戻入 | - | 3,000 |
| その他 | 2,125 | 2,552 |
| 営業外収益合計 | 18,961 | 14,873 |
| 営業外費用 | | |
| 支払手数料 | 800 | - |
| 投資有価証券売却損 | 12 | 14,182 |
| その他 | 74 | 361 |
| 営業外費用合計 | 887 | 14,544 |
| 経常利益 | 604,065 | 1,587,257 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 1,277,804 | 30,000 |
| 特別利益合計 | 1,277,804 | 30,000 |
| 特別損失 | | |
| 統合関連損失 | 123,726 | 484,725 |
| 特別損失合計 | 123,726 | 484,725 |
| 税引前当期純利益 | 1,758,142 | 1,132,532 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 241,760 | 369,828 |
| 法人税等調整額 | 368,903 | 56,358 |
| 法人税等合計 | 610,664 | 426,187 |
| 当期純利益 | 1,147,477 | 706,344 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 300,000 | 300,000 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 300,000 | 300,000 |
| 資本剰余金 | | |
| その他資本剰余金 | | |
| 当期首残高 | - | - |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の消却 | 3,019,410 | - |
| その他利益剰余金より振替 | 3,019,410 | - |
| 合併による増加 | - | 350,000 |
| 当期変動額合計 | - | 350,000 |
| 当期末残高 | - | 350,000 |

| | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 53,500 | 56,500 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当に伴う積立 | 3,000 | 3,000 |
| 当期変動額合計 | 3,000 | 3,000 |
| 当期末残高 | 56,500 | 59,500 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | 5,100,000 | 2,100,000 |
| 当期変動額 | | |
| 繰越利益剰余金へ振替 | 3,000,000 | - |
| 当期変動額合計 | 3,000,000 | - |
| 当期末残高 | 2,100,000 | 2,100,000 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 1,421,205 | 2,516,273 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 33,000 | 33,000 |
| 当期純利益 | 1,147,477 | 706,344 |
| 別途積立金より振替 | 3,000,000 | - |
| その他資本剰余金へ振替 | 3,019,410 | - |
| 合併による増加 | - | 2,542,294 |
| 当期変動額合計 | 1,095,067 | 3,215,638 |
| 当期末残高 | 2,516,273 | 5,731,912 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 6,574,705 | 4,672,773 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 30,000 | 30,000 |
| 当期純利益 | 1,147,477 | 706,344 |
| その他資本剰余金へ振替 | 3,019,410 | - |
| 合併による増加 | - | 2,542,294 |
| 当期変動額合計 | 1,901,932 | 3,218,638 |
| 当期末残高 | 4,672,773 | 7,891,412 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|---------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 自己株式 | | |
| 当期首残高 | - | - |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 3,019,410 | - |
| 自己株式の消却 | 3,019,410 | - |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | - | - |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 6,874,705 | 4,972,773 |
| 当期変動額 | | |

| | | |
|---------------------|-----------|-----------|
| 剰余金の配当 | 30,000 | 30,000 |
| 当期純利益 | 1,147,477 | 706,344 |
| その他資本剰余金へ振替 | 3,019,410 | - |
| 合併による増加 | - | 2,892,294 |
| 当期変動額合計 | 1,901,932 | 3,568,638 |
| 当期末残高 | 4,972,773 | 8,541,412 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 8,501 | 9,859 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,357 | 14,857 |
| 当期変動額合計 | 1,357 | 14,857 |
| 当期末残高 | 9,859 | 4,998 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 8,501 | 9,859 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,357 | 14,857 |
| 当期変動額合計 | 1,357 | 14,857 |
| 当期末残高 | 9,859 | 4,998 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 6,866,203 | 4,962,913 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 30,000 | 30,000 |
| 当期純利益 | 1,147,477 | 706,344 |
| その他資本剰余金へ振替 | 3,019,410 | - |
| 合併による増加 | - | 2,892,294 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,357 | 14,857 |
| 当期変動額合計 | 1,903,289 | 3,583,496 |
| 当期末残高 | 4,962,913 | 8,546,410 |

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ11,534千円増加しております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | | 当事業年度 (平成25年3月31日) | |
|------|-----------------------|----|-----------------------|----|
| | | | | |
| 建物 | 84,592 | 千円 | 23,594 | 千円 |
| 器具備品 | 127,549 | " | 235,212 | " |
| 計 | 212,142 | " | 258,807 | " |

(損益計算書関係)

1 関係会社に対するものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) | | 当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) | |
|-----|--------------------------------------|----|--------------------------------------|----|
| | | | | |
| 諸経費 | | 千円 | 97,199 | 千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|---------|---------|--------|
| 普通株式（株） | 6,000 | - | 3,000 | 3,000 |

(注) 普通株式の減少は、平成24年3月13日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|---------|---------|--------|
| 普通株式（株） | - | 3,000 | 3,000 | - |

(注) (1) 普通株式の増加は、平成24年2月21日付株主総会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

(2) 普通株式の減少は、平成24年3月13日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額（千円） | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 30,000 | 5,000 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月29日 |

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額（千円） | 配当金の 原資 | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|------------|-----------------|------------|------------|
| 平成24年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 30,000 | 利益剰余金 | 10,000 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月29日 |

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|---------|---------|--------|
| 普通株式（株） | 3,000 | - | - | 3,000 |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額（千円） | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成24年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 30,000 | 10,000 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月29日 |

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額（千円） | 配当金の 原資 | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|------------|-----------------|------------|------------|
| 平成25年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 30,000 | 利益剰余金 | 10,000 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月28日 |

(リ - ス取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください）。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|---------------------|-------------|-----------|----|
| (1)現金及び預金 | 4,826,115 | 4,826,115 | - |
| (2)未収委託者報酬 | 944,716 | 944,716 | - |
| (3)投資有価証券 其他有価証券 | 43,194 | 43,194 | - |
| (4)未払金 | (644,600) | (644,600) | - |

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|---------------------|-------------|-------------|----|
| (1)現金及び預金 | 8,192,444 | 8,192,444 | - |
| (2)未収委託者報酬 | 2,210,605 | 2,210,605 | - |
| (3)投資有価証券 其他有価証券 | 47,112 | 47,112 | - |
| (4)未払金 | (1,459,757) | (1,459,757) | - |

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---------|-----------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 4,826,115 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 944,716 | - | - | - |

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|--|------|---------|----------|------|
| | | | | |

| | | | | |
|---------|-----------|---|---|---|
| 現金及び預金 | 8,192,444 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 2,210,605 | - | - | - |

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

| 区分 | 取得原価 | 貸借対照表 計上額 | 差額 |
|--------------------------|--------|--------------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの | | | |
| その他 | 7,002 | 7,440 | 437 |
| 小計 | 7,002 | 7,440 | 437 |
| 貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの | | | |
| その他 | 51,511 | 35,754 | 15,756 |
| 小計 | 51,511 | 35,754 | 15,756 |
| 合計 | 58,513 | 43,194 | 15,318 |

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

| 区分 | 取得原価 | 貸借対照表 計上額 | 差額 |
|--------------------------|--------|--------------|-------|
| 貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの | | | |
| その他 | 37,315 | 45,159 | 7,843 |
| 小計 | 37,315 | 45,159 | 7,843 |
| 貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの | | | |
| その他 | 2,030 | 1,952 | 77 |
| 小計 | 2,030 | 1,952 | 77 |
| 合計 | 39,345 | 47,112 | 7,766 |

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）（単位：千円）

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----------|-----------|---------|
| 1,483,441 | 1,277,954 | 12 |

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）（単位：千円）

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|---------|---------|
| 114,040 | 30,924 | 14,182 |

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

| | 前事業年度 （平成24年3月31日） | 当事業年度 （平成25年3月31日） |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| (1) 退職給付債務 | 199,976 | 268,531 |
| (2) 退職給付引当金 | 199,976 | 268,531 |

(注) 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(注) 2. 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

| | 前事業年度 （平成24年3月31日） | 当事業年度 （平成25年3月31日） |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| (1) 退職給付費用 | 66,790 | 64,787 |

(注) 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(注) 2. 金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で12,680千円、当事業年度で13,971千円であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 （平成24年3月31日） | 当事業年度 （平成25年3月31日） |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 4,898 千円 | 16,142 千円 |
| 貸倒引当金繰入限度超過額 | - " | 11,347 " |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 27,004 " | 35,285 " |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 71,271 " | 95,704 " |
| その他有価証券評価差額金 | 5,459 " | - " |
| 移転関連費用引当金損金算入限度超過額 | 15,755 " | - " |
| 減価償却超過額 | 12,745 " | 1,067 " |
| 敷金償却超過額 | 19,348 " | - " |
| その他 | 3,334 " | 11,680 " |
| 繰延税金資産 小計 | 159,817 " | 171,228 " |
| 評価性引当額 | - " | 11,347 " |
| 繰延税金資産 合計 | 159,817 " | 159,881 " |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | - " | 2,767 " |
| 投資有価証券売却益益金不算入額 | 398,925 " | 398,925 " |
| 繰延税金負債 合計 | 398,925 " | 401,693 " |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 239,107 " | 241,812 " |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 （平成24年3月31日） | 当事業年度 （平成25年3月31日） |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 40.69 % | - % |
| （調整） | | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 4.14 " | - " |
| 税率変更による期末繰延税金負債の減額修正 | 2.30 " | - " |
| その他 | 0.49 " | - " |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 34.73 " | - " |

当事業年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|-----------------------------------------|-------------|
| PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド（ブラジル・リアルコース） | 2,429,898千円 |

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の被所有 割合 | 関連 当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|----------------|-----|-----------------------|---------------|--------------------|-------------------|-----------|--------------|----|--------------|
|----|----------------|-----|-----------------------|---------------|--------------------|-------------------|-----------|--------------|----|--------------|

| | | | | | | | | | | |
|-----|----------------------|---------|---------|------|----------|-------|-----------|--------|---|---|
| 親会社 | 三井住友トラスト・ホールディングス(株) | 東京都千代田区 | 261,608 | 持株会社 | (直接)100% | 役員の兼任 | 投資有価証券の譲渡 | 67,316 | - | - |
|-----|----------------------|---------|---------|------|----------|-------|-----------|--------|---|---|

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資有価証券の譲渡

投資有価証券の譲渡価格については、第三者による鑑定評価額により決定しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|----------------------|---------|---------------|-----------|------------|-----------|----------|----------|----|----------|
| 親会社 | 三井住友トラスト・ホールディングス(株) | 東京都千代田区 | 261,608 | 持株会社 | (直接)100% | 役員の兼任 | 経営指導料の支払 | 97,199 | - | - |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料

取引条件については、一般取引条件を勘案して決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|-------------|--------|---------------|------------|------------|-------------|---------------|-----------|-------|----------|
| 兄弟会社 | 住友信託銀行(株) | 大阪市中央区 | 342,037 | 信託業務及び銀行業務 | - | 営業上の取引役員の兼任 | 投信販売代行手数料等の支払 | 2,721,441 | 未払手数料 | 286,815 |
| | | | | | | | 投資助言費用の支払 | 820,269 | 未払費用 | 104,322 |
| 兄弟会社 | すみしん不動産(株) | 東京都中央区 | 300 | 不動産仲介業務 | - | - | 投資有価証券の譲渡 | 185,484 | - | - |
| | | | | | | | 自己株式の取得 | 1,509,705 | - | - |
| 兄弟会社 | 住信カード(株) | 東京都中央区 | 50 | クレジットカード業務 | - | - | 投資有価証券の譲渡 | 494,720 | - | - |
| | | | | | | | 自己株式の取得 | 1,207,764 | - | - |
| 兄弟会社 | 住信情報サービス(株) | 大阪府豊中市 | 100 | コンピュータ関連業務 | - | - | 投資有価証券の譲渡 | 729,782 | - | - |
| | | | | | | | 自己株式の取得 | 301,941 | - | - |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

投資有価証券の譲渡及び自己株式の取得

投資有価証券及び自己株式の譲渡価格及び取得価格については、第三者による鑑定評価額により決定しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|-------------|---------|---------------|------------|------------|-------------|---------------|-----------|--------|----------|
| 兄弟会社 | 三井住友信託銀行(株) | 東京都千代田区 | 342,037 | 信託業務及び銀行業務 | - | 営業上の取引役員の兼任 | 投信販売代行手数料等の支払 | 6,006,973 | 未払手数料 | 613,819 |
| | | | | | | | 投資助言費用の支払 | 2,226,006 | その他未払金 | 221,229 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

3. 平成24年4月1日付で以下の兄弟会社は合併し、商号及び所在地の変更を行っております。

| 旧商号 | 新商号 | 所在地 |
|-------------|-----------------------|---------|
| 住友信託銀行(株) | 三井住友信託銀行(株) | 東京都千代田区 |
| すみしん不動産(株) | 三井住友トラスト不動産(株) | 東京都中央区 |
| 住信カード(株) | 三井住友トラスト・カード(株) | 東京都港区 |
| 住信情報サービス(株) | 三井住友トラスト・システム&サービス(株) | 東京都府中市 |

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（平成24年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（平成25年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、平成24年1月24日開催の取締役会における決議に基づき、中央三井アセットマネジメント株式会社と平成24年4月1日を効力発生日として合併する旨の「合併契約書」を平成24年1月31日付で締結いたしました。上記契約に基づき、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社は、平成24年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合企業

名称 当社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称 中央三井アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

(2)企業結合日

平成24年4月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を吸収合併継続会社、中央三井アセットマネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併による新株の発行、金銭の交付および資本金の増加はありません。

(4)結合後企業の名称

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

(5)その他取引の概要に関する事項

旧住友信託銀行グループと旧中央三井トラスト・グループは、平成23年4月1日に経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（平成23年4月1日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社が商号変更しております。）が誕生しました。今般、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社として、経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化する一環として、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社が合併し「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」として発足しました。

2.実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 1株当たり純資産額 | 1,654,304円66銭 | 2,848,803円51銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 197,729円22銭 | 235,448円31銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|--------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当期純利益 | 1,147,477千円 | 706,344千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益 | 1,147,477千円 | 706,344千円 |
| 期中平均株式数 | 5,803株 | 3,000株 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社は、平成25年4月1日に取締役の役位としての会長を削除しました。

(2)訴訟事件その他の重要事項

平成25年9月6日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

| 名称 | 資本金の額（百万円） （平成25年3月末日現在） | 事業の内容 |
|---------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 47,937 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| SMB C日興証券株式会社 | 10,000 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 岡三証券株式会社 | 5,000 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(参考)再信託受託会社

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙等に委託会社又は受託会社のロゴ・マーク、ファンドの図案及びキャッチコピーを記載することがあります。
- (3) 目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- (4) 目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5) 目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まれます。）を掲載し、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7) 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (10) 有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年8月23日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 信之

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているチャイナ・リサーチ・オープンの平成24年6月16日から平成25年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ・リサーチ・オープンの平成25年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

ファンドの平成24年6月15日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年7月27日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 高波博之 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 白川芳樹 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤浩之 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。